

令和4年度

水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 関 係
予 算 概 要

令和4年1月

国土交通省 水管理・国土保全局

『令和４年度 水管理・国土保全局関係予算概要』は、こちらの QR コードからもご確認いただけます。



目次

○ 令和4年度予算の概要	・・・P.1
○ 水管理・国土保全局関係予算の項目毎の内容	
1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践	・・・P.5
2. 国土強靱化に資するDXの推進	・・・P.20
3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現	・・・P.24
4. カーボンニュートラルの推進	・・・P.26
5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進	・・・P.27
6. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上	・・・P.28
7. 砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進	・・・P.29
8. 行政経費	・・・P.30
9. 独立行政法人水資源機構	・・・P.31
○ 参考資料	・・・P.32

令和4年度予算の概要

基本方針

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を実現するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用した事前防災対策を完成年度の目標を持って計画的に実施するとともに、水災害リスクを踏まえたまちづくり等の流域治水関連法を活用した取組、国土強靱化に資するDXの取組、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けた取組等について、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考え方にに基づき現場レベルで本格的に実践する。

- ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践
- 国土強靱化に資するDXの推進
- インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
- カーボンニュートラルの推進
- 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進

主要項目

○ 一般会計予算

・治水事業等関係費 8,903億円

うち 河川関係 7,349億円、砂防関係 1,384億円、
海岸関係 170億円

・下水道事業関係費 614億円

・災害復旧関係費 505億円
<527億円>

< >書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費
の直轄代行分を含む

・行政経費 9億円

合計 10,031億円

○ 東日本大震災復興特別会計予算

(復興庁所管)

・復旧・復興関係費 41億円
(うち、復旧41億円)

主要課題

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践 5,874億円
2. 国土強靱化に資するDXの推進 77億円
3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 2,251億円
4. カーボンニュートラルの推進 52億円
5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進 90億円

(注)この他に工事諸費等がある。

参考：令和3年度補正予算(水管理・国土保全局)の概要

一般公共事業費 2,865億円、災害復旧関係費 2,688億円

- ・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進 2,482億円
- ・災害時情報伝達手段の多重化・高度化、3次元モデル等を活用したインフラの整備、
管理等のデジタル化の推進 114億円
- ・河川・ダム、砂防関係施設等の重要インフラに係る老朽化対策 239億円
- ・地域経済・観光の活性化を支えるかわまちづくりの推進 29億円
- ・河川、道路等のインフラの災害復旧事業等 2,688億円

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金547億円、防災・安全交付金3,733億円がある。

(注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

※上記以外に、デジタル庁一括計上分として61億円がある。

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金5,817億円、防災・安全交付金8,156億円、社会資本総合整備(復興)103億円がある。

新規事項

【予算制度】

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践

- 水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消) …… P.6
- 流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践 …… P.9
- 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進 …… P.13
- 流域治水型災害復旧制度の創設 …… P.14
- 林野庁との連携による流域流木対策の推進 …… P.17
- 津波防災地域づくりの推進と関係機関連携 …… P.18
- 治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進 …… P.19

2. 国土強靱化に資するDXの推進

- 整備・管理DXの推進 …… P.22

3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

- インフラメンテナンス事業費補助の創設 …… P.25

4. カーボンニュートラルの推進

- 下水道事業における脱炭素化の推進 …… P.26

6. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上

- 汚水処理の未普及地域への下水道整備加速化と持続性の向上 …… P.28

7. 砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進

…… P.29

【新規税制】

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践

- 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを支えるための税制の特例措置 …… P.13
- 高台まちづくりを推進するために住民負担の軽減や円滑な合意形成を図るための税制の特例措置 …… P.15



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の本格的実践 イメージ

■ 水害リスク情報の充実	・ ・ ・ P. 6
■ 流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践	・ ・ ・ P. 9
■ 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進	・ ・ ・ P. 13
■ 流域治水型災害復旧制度の創設	・ ・ ・ P. 14
■ 高台まちづくり(高台・建物群)の推進	・ ・ ・ P. 15
■ 流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取組の推進	・ ・ ・ P. 16
■ 林野庁との連携による流域流木対策の推進	・ ・ ・ P. 17
■ 津波防災地域づくりの推進と関係機関連携	・ ・ ・ P. 18
■ 治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進	・ ・ ・ P. 19
■ 農林水産省との連携による水田貯留の推進	・ ・ ・ P. 36
■ 厚生労働省等との連携による高齢者等の安全確保	・ ・ ・ P. 37
■ 高潮災害等に対する備え・復旧の強化	・ ・ ・ P. 38

新規
事項

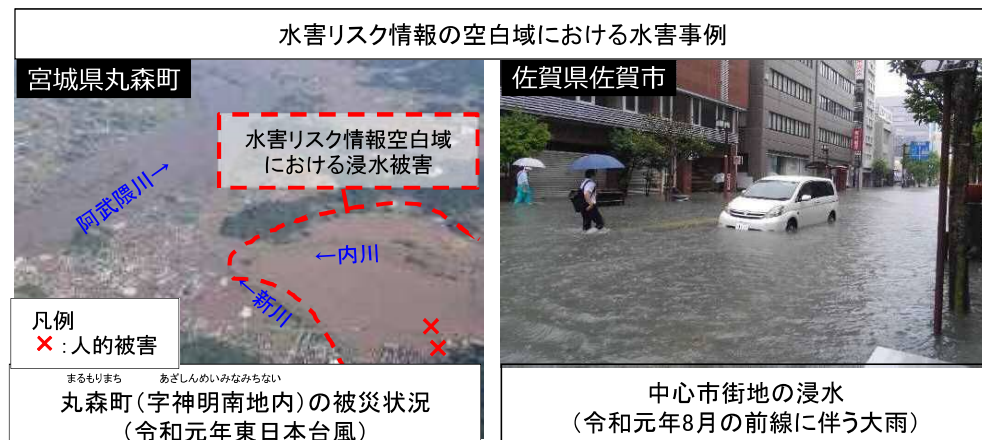
水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消) (1 / 2)

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道※に拡大。
- 洪水浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。

※全ての一級・二級河川や下水道とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や浸水対策を目的として整備された下水道のこと。

■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

- ・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

- ・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,000団体が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
河川 (洪水)	令和7年度までに完了※	令和8年度までに完了目標
下水道 (雨水出水)	令和7年度までに約800団体完了※	浸水想定区域図作成後速やかに作成

新規
事項

水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)(2／2)

○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

既存の
取組

- ・河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援
- ・下水道の浸水対策事業(ハード整備)の一部として浸水想定区域図の作成又は効果促進事業によりハザードマップの作成を支援

令和4年度
より

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

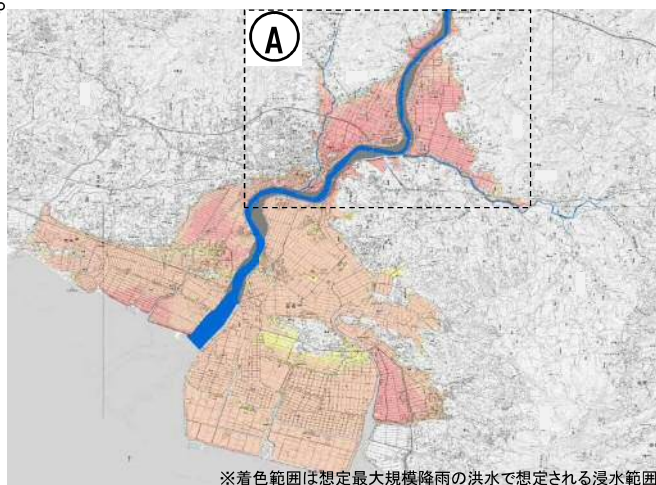
	河川(洪水)		下水道(雨水出水)	
事業名	水害リスク情報整備推進事業		内水浸水リスクマネジメント推進事業	
	浸水想定区域図	ハザードマップ※ ※ 都道府県が市区町村に対し事業費の1／3以上を負担する場合に限る。	浸水想定区域図	ハザードマップ
実施主体	都道府県	市町村	都道府県、市町村	市町村
補助率	1／3		1／2	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	—	
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	
備考 (その他注意事項等)	○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、 <u>原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。</u> ○令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。		○浸水想定区域図等の作成に加え、 <u>避難行動に資する情報・基盤の整備</u> や、 <u>雨水管理総合計画の策定</u> も本事業の支援対象とする。 ○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。 ※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。	

水害リスク情報の充実(水害リスクマップ(浸水頻度図)の整備)

- 従来、想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を促進。
- 今後は、これに加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進。

水害リスク情報の充実

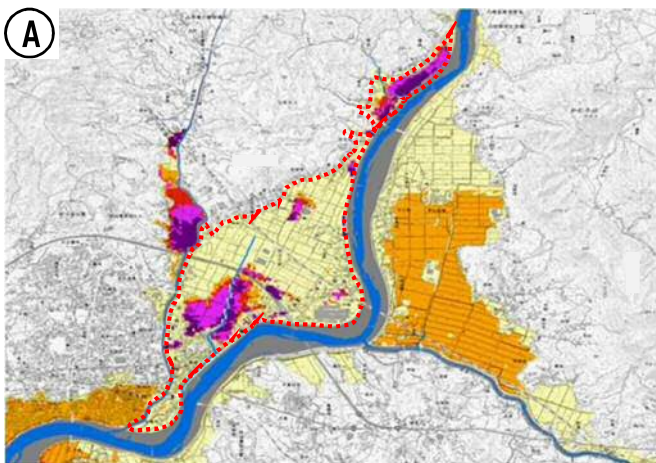
○水害ハザードマップ



○水害リスクマップ※1



※2 上記凡例の()内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です。



..... 内水氾濫浸水解析対象範囲

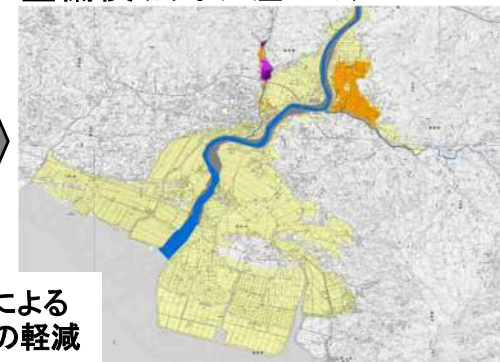
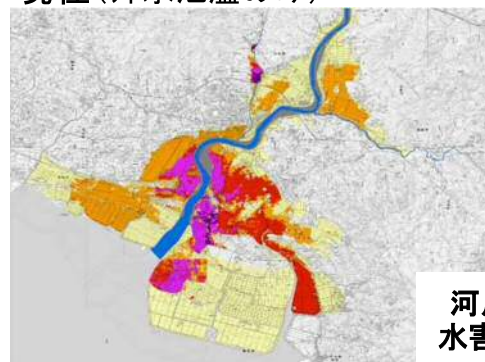
水害リスクマップの活用イメージ

現在の水害リスクと今後実施する河川整備の効果を反映した将来の水害リスクを提示し、以下に取り組む

- 住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進
- 企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧を図る

現在(外水氾濫のみ)

整備後(外水氾濫のみ)



河川整備による
水害リスクの軽減

【令和4年度の国土交通省としての取組】

- ・ 全国109の一級水系において、外水氾濫を対象とした水害リスクマップの作成を完了させるとともに、先行して、特定都市河川や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組む地区において、内水も考慮した水害リスクマップを作成

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(1 / 4)

- 特定都市河川流域において、法的枠組み※1・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・雨水貯留浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発(例) 西日本豪雨(H30)、東日本台風(R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※2し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大



流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討 構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等



流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、
「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

など



特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策のイメージ

※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

※2 「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(2／4)

- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業※1>

<個別補助事業>

個別補助事業
への移行

特定都市河川浸水被害対策推進事業

事業の
一部切り出し

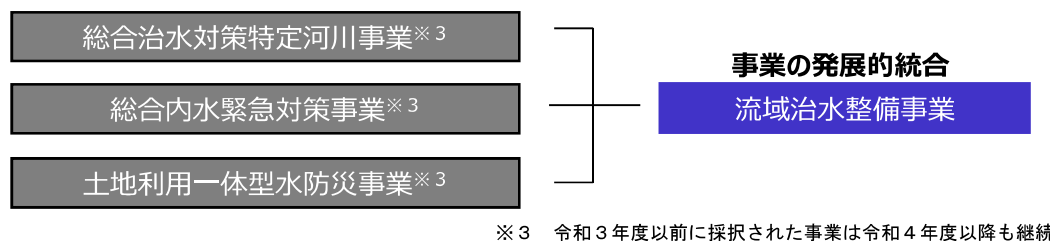
	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1／2（個別補助事業）	1／3(通常) ⇒ 1／2(個別補助事業)

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

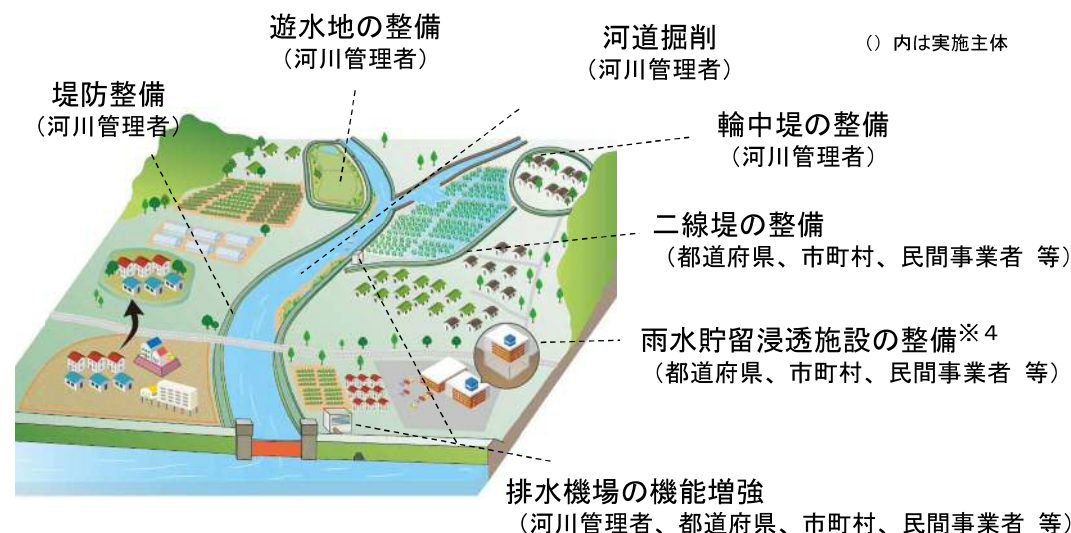
※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業（国直轄事業）の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4：雨水貯留浸透施設の整備（R3年度に制度拡充）

実施主体：市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率：1/2

その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税（課税標準を1/6～1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする）

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(3/4)(大和川水系大和川の事例)

- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を全国展開。

例) 特定都市河川における流域治水の本格的実践(大和川水系大和川等)

大和川水系大和川等において、特定都市河川浸水被害対策法（令和3年11月1日施行）の改正後、全国初となる特定都市河川の指定を行い、「流域治水」を本格的に推進。

特定都市河川 R3.12.24指定

河川区間：大和川水系大和川他 計18河川
流域面積：712km²（流域内の市町村数 25）



大和川流域総合治水対策の推進 (S60～)

- 河川改修や水路改修等の推進
- 大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施行
流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化 (H30.4.1～)
総合治水の取組を体系的に実施
- 奈良県平成緊急内水対策事業に着手 (H30.5～)
喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、
対策に必要な貯留施設を整備



大和川流域総合治水対策協議会（R3.7.19開催）
流域自治体より特定都市河川の指定を要望

特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進 ～流域治水関連法の施行後、全国初の指定～

ハード整備の加速化

- 河川整備の加速化
流域水害対策計画に基づく河道掘削
や遊水地等の整備を加速化



流域における貯留・浸透機能の向上

- 貯留施設の整備
流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- ため池の治水利用
既存ため池を治水に活用するための放流口の改修等を促進

公共・民間による対策への補助金、
税制優遇等の制度を活用

雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援
補助率の嵩上げ（補助率1/3⇒1/2）
固定資産税を1/6～1/2に軽減



水害リスクを踏まえた土地利用

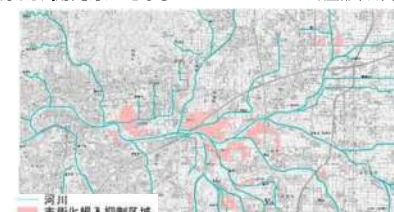
- 浸水被害防止区域の指定
貯留機能保全区域の指定
条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を中心に区域の指定を検討

<浸水被害防止区域の指定による規制の例>

その土地で農業等を営む方の住宅の建築
⇒床面高さや構造安全の確保が必要となる

農地における食料品店や診療所の建築
⇒原則、開発禁止となる※

※R4.4.1改正都市計画法施行後



市街化編入抑制区域※の指定状況

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(4/4)(江の川の事例)

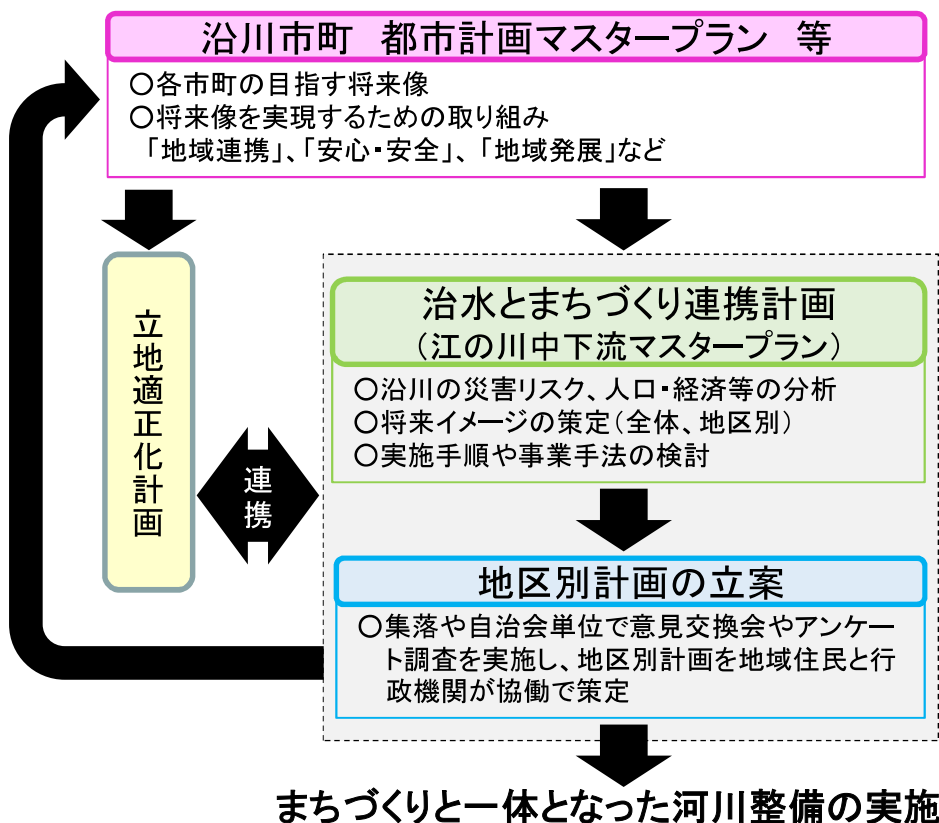
- 早期に住民の生命等を豪雨災害から守る観点に立ち、従来の堤防整備、家屋の嵩上げによる対策に加え、安全な地区・地域への移転(移住)等により、まちづくりにおける立地適正化計画と連携して「コンパクトで安全な地域拠点づくり」を推進。

例) 江の川流域における流域治水の本格的実践

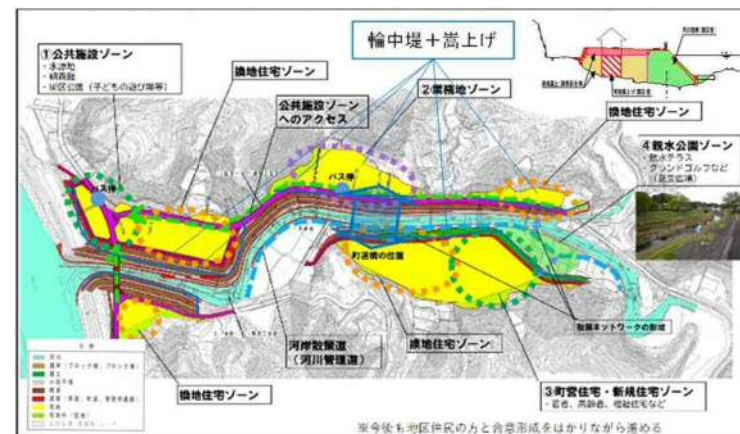
国、県、市の職員から構成される「江の川流域治水推進室」を設置し、都市再生機構(UR)の技術的支援を受けながら、持続可能な江の川流域生活圏の実現を目指す。

河川整備にあわせて持続的なまちづくりを実施するため、「治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)【第1版】」(素案)を公表し、今後、地域の意見を反映したうえで計画を策定し、河川整備とまちづくりを一体的に推進。

まちづくりと一体となった河川整備 実施のながれ



江の川流域(緊急対策特定区間)における治水とまちづくりの連携



【谷地区】

まちづくり事業と一体となった河川整備を実施し、あらたな空間と高齢者や若者が定住するまちを創出



【港地区】

リスクが高いエリアに居住する家屋を、高台に造成・移転し、集約することで持続可能な集落を創出

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

- 特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有する農地等の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創設。

水災害リスクを踏まえたまちづくり・ 住まいづくりの推進

水災害の危険性の高い地域の居住を避ける

浸水被害防止区域における住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導入や、都市計画法上の原則開発禁止、高齢者福祉施設等の新規整備の抑制等により被害拡大を防止

水災害の危険性の高い地域に居住する場合にも命を守る

浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域に居住する方々の安全を守るため、宅地の嵩上げやピロティ化等の対策を推進

水災害の危険性の高い地域からの移転を促す

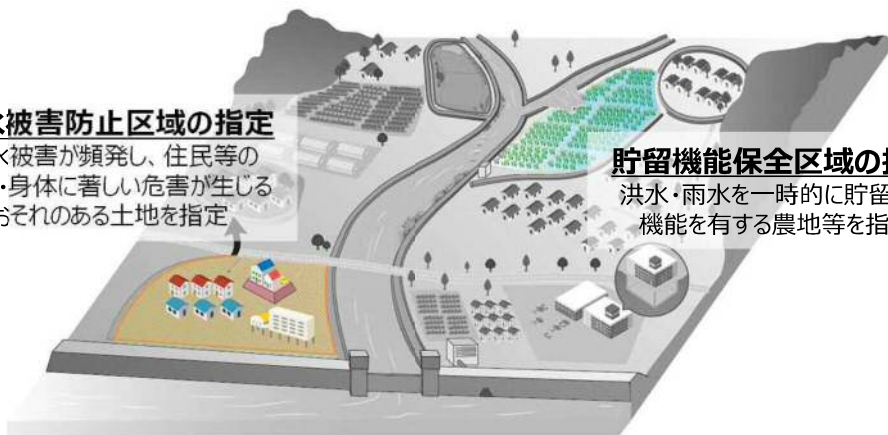
防災集団移転促進事業等により、浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域からの移転を促し、被害拡大を防止

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定



特定都市河川流域における土地利用

移転や改修への支援制度

（防災集団移転促進事業）【都市局所管事業】

浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助※1

- 令和3年度より災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**等を追加
- 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

（がけ地近接等危険住宅移転事業）【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅の移転への助成を支援※2

- 令和4年度より災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加

（災害危険区域等建築物防災改修等事業）【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅及び建築物（避難所等に限る）の浸水対策改修等への助成を支援※3

- 令和4年度より災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加※4

※1: 地方公共団体に対する国の補助率: 3/4等（地方財政措置と合わせて、実質、国が約94%を負担）

※2: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2

※3: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2等

※4: 浸水被害防止区域の場合、既存の住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等を対象

なお、各支援制度には、別途、補助の限度額がある

農地等の貯留機能の活用の促進

令和4年度より、貯留機能保全区域として指定した土地に係る**固定資産税及び都市計画税への特例措置**（課税標準を2/3～5/6の範囲で条例で定める範囲の割合とする）を創設

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等への支援（再掲）

- ・国庫補助率の嵩上げ（1/3※⇒1/2）

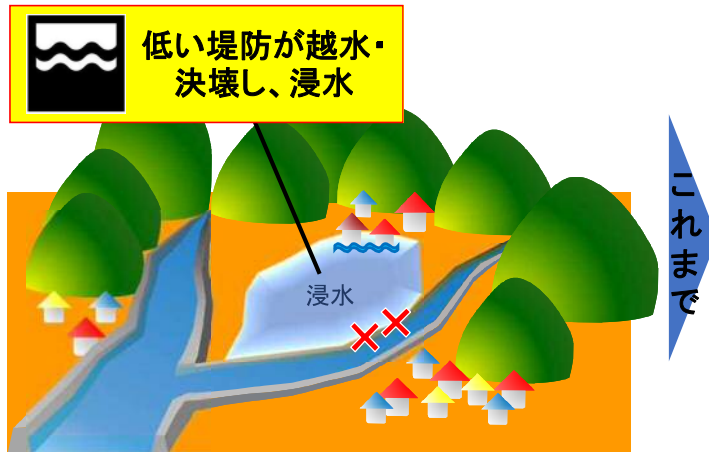
※：民間事業者等による整備は令和4年度より新規創設



新規
事項

流域治水型災害復旧制度の創設

- 災害復旧事業においても、流域治水の考え方にに基づき、上流から下流、本川・支川の流域全体を俯瞰し、流域全体で水災害リスクを低減する対策を推進。
- 本川上流や支川において堤防の決壊や越水が発生した場合、遊水機能を確保しつつ、早期に浸水被害の軽減が可能な輪中堤や遊水地の整備を災害復旧事業として実施できる「流域治水型災害復旧制度」を創設。



新たな選択肢
を追加

これまでの再度災害防止対策



被災水位に対応して
堤防の嵩上げ、引堤、河道掘削
により背後地全体の浸水を防ぐ
(災害復旧事業又は改良復旧事業で実施)



下流への負荷を考慮した追加対策
を実施 (追加の河川事業で実施)

拡充の内容

- 河川整備計画に対策が記載されていることや浸水を許容する区域を浸水被害防止区域等に指定すること等を条件に、災害復旧事業により、下流における追加の改修を必要としない対策 (輪中堤、遊水地の整備)を実施可能にする。
- また、災害復旧事業査定設計委託費補助の補助対象に、輪中堤、遊水地の整備を追加する。

査定設計委託費補助：査定設計書を作成するための調査、測量、設計等に要する経費を補助【補助率：1/2】

新たな再度災害防止対策 (流域治水型災害復旧制度)



輪中堤又は遊水地の整備により、遊水機能を確保しつつ家屋浸水を防御



下流における改修を待つことなく、速やかに被災箇所の再度災害防止を実現

高台まちづくり(高台・建物群)の推進

- 令和2年12月に策定した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」に基づき、高台まちづくりを推進するため、水害リスクや避難のあり方を踏まえ、モデル地区における高台まちづくりの実践を地方公共団体と連携して推進。
- 高台まちづくりの一環として高規格堤防整備事業の加速化を図る、税制特例（固定資産税、不動産取得税）を2年間延長。

税制概要

高規格堤防整備事業は、民有の土地を一時使用して盛土等を行い、工事終了後に当該土地を返還する手法で事業を行う。そのため、事業実施に当たっては、一時移転を余儀なくされる住民の負担軽減や事業手法への理解と合意形成の円滑化を図ることが必要。このことから、堤防整備後に従前権利者が取得する建替家屋について、不動産取得税や固定資産税の特例措置を講じる。

特例措置の内容

【不動産取得税】

高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に従前権利者が建替家屋を取得した場合に課税標準から従前家屋の価額を控除。

【固定資産税】

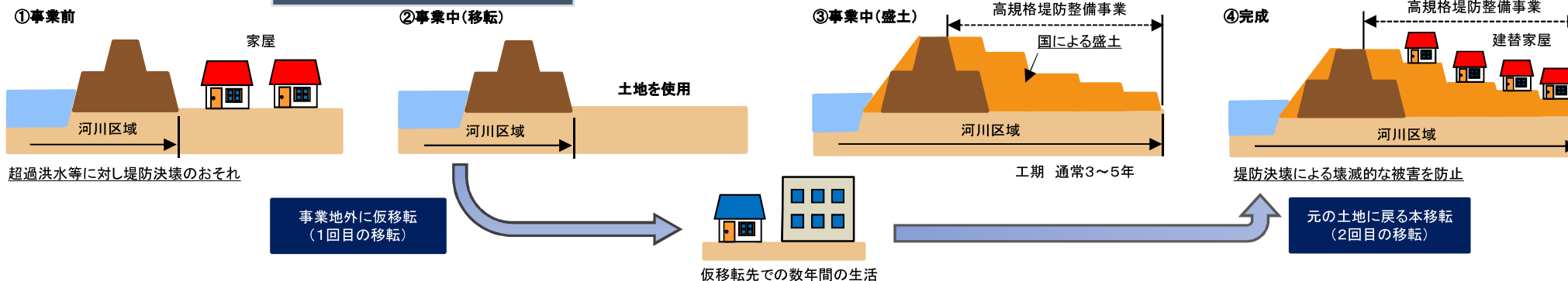
高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額。

期 間

特例措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。



高規格堤防整備事業の流れ



流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取組の推進 [とりまとめイメージ]

- 流域治水プロジェクトに位置づけられた治水対策と合わせ、治水と環境の両立を図り、生物の多様な生息環境の保全・創出、地域の自然環境と調和する景観形成等を推進。
- そのため、環境保全・創出のための目標設定や、生態系ネットワーク、多自然川づくり等のハード・ソフト両面にわたるグリーンインフラの取組を反映した流域治水プロジェクトを全国109水系で改定。

【斐伊川水系流域治水プロジェクトイメージ】

◆目標： 国管理区間においては、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和47年7月洪水と同規模の洪水に対して、家屋浸水を防止し、流域における浸水被害の軽減を図ります。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信等の取り組みを実施し「逃げ遅れゼロ」を目指します。

加えて、斐伊川水系において、マガン、コハクチョウなどが安心して越冬できる里づくりを目指し、今後、概ね10年間で水鳥類のねぐらや採餌環境の保全・創出を行うなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取り組みを推進。



●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 (詳細省略)

●被害対象を減少させるための対策 (詳細省略)

●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 (詳細省略)

●生物の多様な生息環境の保全・創出や地域特性と調和した景観形成 (P27参照)

- ・自然環境の保全・再生などの自然再生
- ・大型水鳥の生育環境保全等の生態系ネットワークの形成



・大橋川の治水対策における多自然川づくり

➢良好な景観を保全・創造
周辺景観を阻害しない水門



➢生物の生息生育環境の保全・創出
ヨシ原再生 カワサショウカイ



●魅力ある水辺空間創出 (P27参照)

- ・かわまちづくり



水辺のにぎわい



●自然環境が有する多様な機能の活用

- ・大型水鳥を観察するエコツアー
- ・ミズベリング協議会による水辺利用の創造
- ・小中学校などにおける河川環境学習
- ・景勝地等の景観の保全

水鳥観察エコツアー



※具体的な対策内容については、今後の調査検討等により変更となる場合がある。

林野庁との連携による流域流木対策の推進

- 林野庁と連携し、流木発生ポテンシャル調査を実施したうえで、流木発生の抑制や流木の捕捉・処理に係る統一の計画を策定。
- 森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

林野事業との連携

○林野庁と連携した流域流木対策

- ・ 森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

流域流木対策計画

- ・ 流木発生ポテンシャル量
- ・ 治山対策等による流木発生抑制量
- ・ 砂防施設による必要捕捉量

林野庁の事業による流木の発生抑制を踏まえた砂防施設の最適施設配置計画を策定



流木発生ポテンシャル調査のイメージ

○対策例

【生産エリア：林野庁】



適正な森林管理の実施

【流下・氾濫エリア：国交省】



流木捕捉効果の高い砂防堰堤の設置

大規模特定砂防等事業

土砂・洪水氾濫等に伴い発生する流木による被害拡大を防止するため、「大規模特定砂防等事業」において、林野庁と連携して作成した流域流木対策計画に位置付けられた流木捕捉施設を補助対象に追加。



津波防災地域づくりの推進と関係機関連携

○ 南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の切迫する巨大地震に伴う津波対策として、防災・安全交付金による支援の拡充等を通じて、津波防災地域づくりを加速化。

＜津波防災地域づくりの推進施策の例＞



警戒避難体制の整備等を目的とした
津波災害警戒区域等の更なる促進
のための制度拡充

(従来の津波・高潮危機管理対策緊急事業
に関する交付対象事業の要件)

・ソフト対策に要する経費は、事業計画の総
事業費の概ね2割を上限として、その内数
として計上することができる

[津波・高潮危機管理対策緊急事業の 制度拡充(令和4年度～)]

・津波防災地域づくりに関する法律等に基づ
く区域※1指定に資する調査※2については、
総事業費におけるソフト対策2割上限の
対象外とする。

※1: 津波災害(特別)警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域
※2: 従来の交付対象であるハザードマップ作成含む

津波被害リスクが高い自治体や、
防災まちづくりとの連携等の更なる促進

併せて、大規模地震が
想定されている地域等
における水門・陸閘等
の安全な閉鎖体制の
確保※等にも取り組ん
でいく。



※社会資本整備重点計画(令和3年5月)
77%(R元年度)→R7年度 85%

自動化・遠隔化した水門 18

○ 津波防災地域づくり支援チームでは、津波防災に関連する部局がチームとなりワンストップで
相談・提案できる体制を構築しています。

<https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/tsunamiteam/index.html>



新規
事項

治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進

- 気候変動の影響により、水災害の激甚化・頻発化が予想される中で、治水計画上著しい河積阻害等の支障となっている橋梁等の構造物が設置されている箇所での被害の増加が懸念されている。
- こうした洪水の安全な流下を阻害している橋梁や堰等の改築・撤去を計画的・集中的に実施するため、個別補助事業として「特定構造物改築等事業」を創設。

構造物の影響により洪水の
安全な流下に支障をきたした事例



橋梁等の構造物の改築・撤去を促進するため、「特定構造物改築等事業」を創設し、治水安全度の早期向上を図る。

過去の橋梁
架替え事例



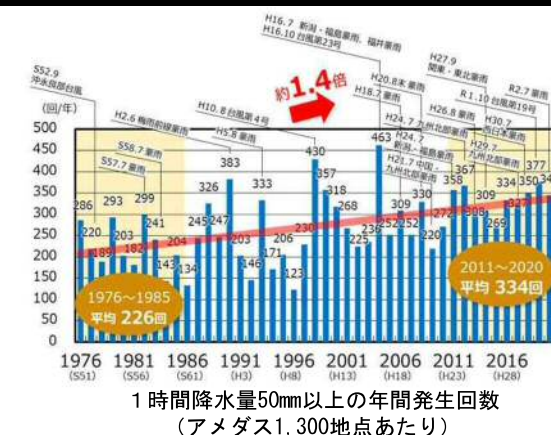
参考

○気候変動のスピードに対応した新たな水災害対策の推進	・ ・ ・ P33
○流域治水プロジェクトの充実	・ ・ ・ P34
○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）	・ ・ ・ P35
○あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進	・ ・ ・ P36
○気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更（新宮川水系・五ヶ瀬川水系・球磨川水系）	・ ・ ・ P39
○大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靱化への対応のための体制の強化	・ ・ ・ P40
○近年の世界各国における水災害の発生状況	・ ・ ・ P41
○令和元年水害統計調査の被害額（確報値）及び令和2年水害統計調査の被害額（暫定値）について	・ ・ ・ P42
○第4回アジア・太平洋水サミット（熊本市）	・ ・ ・ P43
○公共施設等適正管理推進事業債の拡充・延長	・ ・ ・ P44
○水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進	・ ・ ・ P45
○防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 中長期の目標	・ ・ ・ P46
○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」	・ ・ ・ P47
○社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方	・ ・ ・ P49
○令和4年度 水管理・国土保全局関係予算総括表	・ ・ ・ P50
○公共事業関係費（政府全体）の推移	・ ・ ・ P52
○水管理・国土保全局関係予算の推移	・ ・ ・ P53

【参考】気候変動のスピードに対応した新たな水災害対策の推進

- 短時間降雨の発生回数の増加や台風の大型化等、既に温暖化の影響が顕在化しており、今後、気候変動により水災害の更なる頻発化・激甚化が予測されている。
- 気候変動のスピードに対応した新たな抜本的対策を行うため、以下の取組を実施。
 - ・ 本川下流のみならず上流や支川などの中小河川も含め、流域全体で、国、都道府県、市町村、地元企業や住民などのあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」へ転換。
 - ・ 令和3年3月に戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、本格的に現場レベルでの取組を開始するとともに、「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を同年内に整備。
 - ・ ハード整備の長期計画である河川整備基本方針について、温暖化の影響をあらかじめ見込んだ見直しを行い、治水対策を強化。

短時間強雨の発生回数が増加

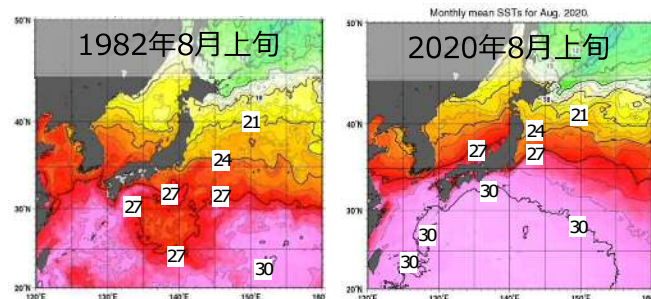


時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が増加
(約30年前の約1.4倍)

※気象庁資料より作成

海面平均水温の上昇

日本近郊の海域平均海面水温は上昇傾向
2019年までの100年間で約0.9～1.5度上昇



一般的には台風は海面水温が26～27℃以上の海域で発生するといわれており、海面水温が高いほど、台風はより強くなる。

※台風の発生・発達には海面水温以外にも大気の状態も重要な要因であり、海面水温が高いだけでは台風の発生・発達につながりません。

出典：気象庁HPより（一部加筆）

「流域治水」への転換

流域治水プロジェクトを策定し、本格的に現場レベルの取組を開始



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策

- ・ 治水ダムの建設
- ・ 河道掘削、引堤 等

② 被害対象を減少させるための対策

- ・ 土地利用規制、誘導、移転促進 等

③ 被害の軽減、早期復旧

- ・ 復興のための対策
- ・ 水害リスク情報の空白地帯解消
- ・ 長期予測の技術開発
- ・ 排水門等の整備、排水強化 等

令和3年3月に全国109の一級水系と12の二級水系において、「流域治水プロジェクト」を策定・公表

流域治水関連法の整備

「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備。
令和3年11月までに関連する全ての法律が施行(P35参照)され、
あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」が本格化。

【参考】流域治水プロジェクトの充実

- 令和3年3月末に全国109の全ての一級水系で策定・公表された「流域治水プロジェクト」に基づき、河川改修事業・ダム事業や地元自治体等の流域関係者が連携して取り組む多層的な流域治水対策を全国で展開。
- 令和3年度の流域治水プロジェクトに基づく取組を「見える化」することにより、事業の着実な推進を図るとともに、施策の横展開により流域治水の裾野を広げ、地域の安心・安全の確保に取り組む。

令和3年3月30日 全国109の全ての一級水系で「流域治水プロジェクト」を公表

令和4年3月末

あらゆる関係者の協働により、ハード・ソフト対策を推進

令和3年度内の一級水系の各プロジェクトの取組を「見える化」

流域治水の根幹を支える
河川改修事業やダム事業の加速化

事業効果・進捗の見える化

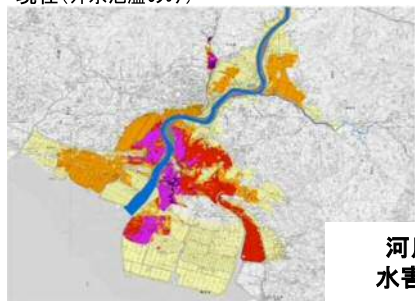
全国109の全ての一級水系で、外水氾濫※を対象とした河川改修事業等による効果を公表

※国直轄区間における河川事業・ダム事業のみを対象 ※現況河道及び当面整備（概ね5か年）後のみ

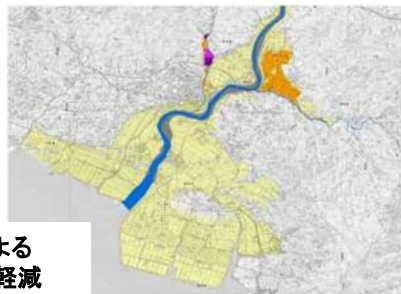
降雨確率（10年に1度、100年に1度など）に応じた浸水範囲を重ねることにより現在の浸水リスクを示すとともに、戦後最大洪水等に対応した河川整備の進捗状況に応じた浸水範囲の変化を可視化し、将来のリスクも提示することにより、河川整備の効果を「見える化」し、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進。

（令和4年度以降も引き続き内水を考慮するなど、水害リスク情報を追加・充実）

現在（外水氾濫のみ）



整備後（外水氾濫のみ）



河川整備による
水害リスクの軽減

■ 高頻度（1/10） ■ 中・高頻度（1/30） ■ 中頻度（1/50） ■ 低頻度（1/100） ■ 想定最大規模
上記凡例の（ ）内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です。

整備効果の見える化のイメージ

注：外水氾濫のみを想定したものであり、内水氾濫を考慮した場合には浸水範囲の拡大や浸水深の増大が生じる場合がある。

あらゆる関係者の協働による
ハード・ソフト一体となった事前防災対策の推進

指標を活用した流域治水プロジェクトの更なる推進

全国109の全ての一級水系でハード・ソフト各々の主要な取組の進捗を公表

流域治水のもと、あらゆる関係者の協働による事前防災対策の取組状況を「見える化」することにより地域が抱える諸課題に対し、先行事例を踏まえての更なる検討の促進や対策の充実を図る。

（今後、ソフト対策等へ積極的に取組むプロジェクトを対象に、地方公共団体への重点的な支援を実施予定）

～流域治水プロジェクトに関する主な指標～

戦後最大洪水等に対応した河川の整備



農地・農業用施設の活用



流出抑制対策の実施



山地の保水機能向上
および
土砂・流木災害対策



立地適正化計画における
防災指針の作成



水害リスク情報の提供



高齢者等避難の
実効性の確保



【参考】特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

(令和3年7月15日施行:河川法、防災集団移転特別措置法、水防法 等、 令和3年11月1日施行:特定都市河川法、下水道法 等)

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化

【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 一 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 一 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 一 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化

◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)

- 一 **利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設(※予算・税制)
- 一 **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 一 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 一 **貯留機能保全区域を創設**し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 一 **都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 一 **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 一 **浸水被害防止区域を創設**し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 一 **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
- 一 **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 一 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消

- 一 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 一 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加



流域治水のイメージ

【参考】あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進（農林水産省との連携による水田貯留の推進）

- 流域治水の推進にあたっては、農林水産省との積極的な連携を図っており、令和2年度末に策定・公表した一級水系の流域治水プロジェクトに、水田の貯留機能向上やため池の活用などの連携施策を位置付けたところ。
- 水田貯留の治水効果の定量化・可視化等を農林水産省と連携して行い、全国での水田の貯留機能向上の取り組みを推進。

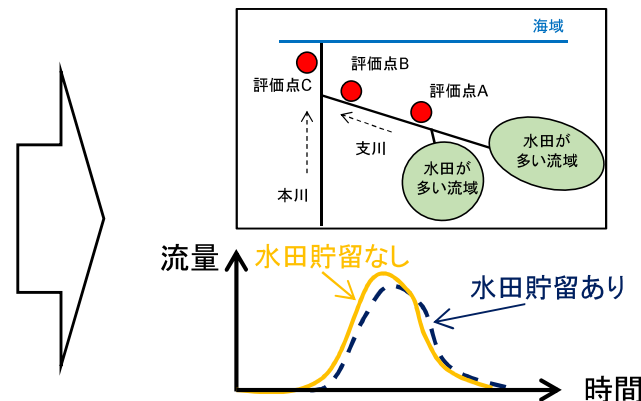
- ・水田貯留の取組みは、その規模や位置等に加え、降雨の規模等により、効果の程度や影響範囲等は変化。
- ・効果を発揮するための機能確保に係る管理体制についても検討が必要。

- ・持続可能で効果的な運用や追加的な対策の検討に向け、農林水産省と連携して**効果の定量的・定性的な評価、効果の評価に必要な技術の向上・実装に取り組む。**



イラスト:新潟県ウェブページ

＜水田貯留のイメージ＞



＜水田貯留の効果検討のイメージ＞

参考：農林水産省の取組 ＜スマート田んぼダム実証事業＞



- ・水田の持つ雨水貯留能力の更なる活用を検討するため、まとまった面積の水田において、自動給排水栓を用いた豪雨前の一斉落水、豪雨中の一斉貯留や流出制限により、防災上の効果を実証

- 水田貯留の効果の定量化・可視化
- 水田貯留の効果の評価に必要な技術の向上・実装



全国における水田の貯留機能向上の取り組みを推進

【参考】あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進（厚生労働省等との連携による高齢者等の安全確保）

- 社会福祉施設における避難の実効性の確保を関係省庁（厚労省、内閣府、消防庁）と連携して取り組むとともに、避難確保計画と個別避難計画の連携を図り、高齢者や障がい者等に対する切れ目のない避難支援を実施。
- 具体的には、「高齢者施設等の避難確保に関する検討会」で「避難確保計画の作成・活用の手引き」等を作成し、技術的支援を強化。
- 国交省において高齢者施設等を災害リスクの低い場所に誘導するとともに、厚労省において災害レッドゾーンにおける高齢者施設の新設を原則補助対象外とする措置を実施。また、「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会」を開催し、あらゆる主体を対象とした水災害リスク情報の提供のあり方を検討。
- 厚労省において既存の高齢者施設を対象とした垂直避難のための設備設置等に対する財政支援を実施。

厚労省、内閣府、消防庁との連携による高齢者等の避難の実効性の確保

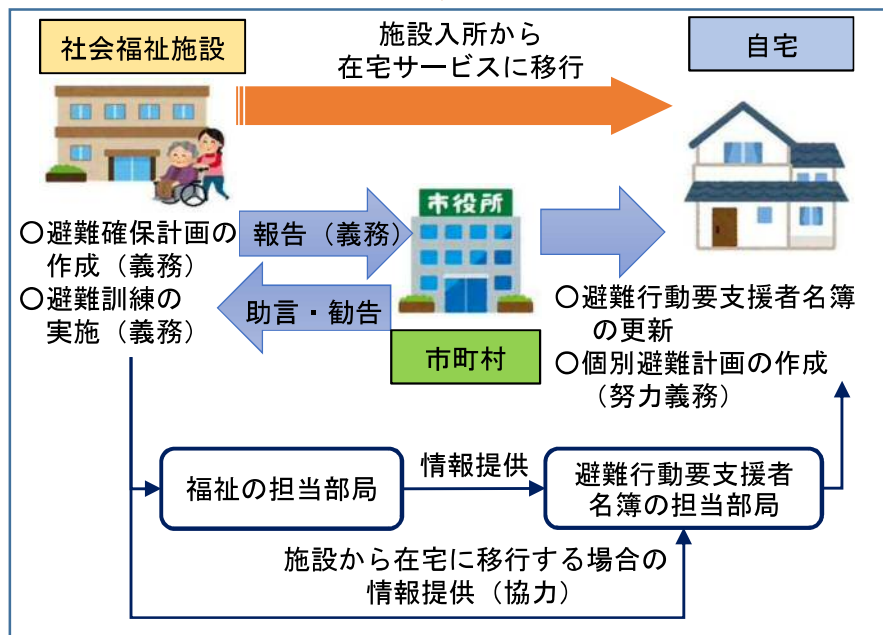
国交省

厚労省

内閣府

消防庁

- 避難確保計画の作成と訓練実施の徹底
 - 避難の実効性を確保するための避難確保計画のチェックリストの提供、研修の実施
 - 高齢者や障がい者等の情報を確実に把握するための仕組みの構築
- （令和3年6月25日 4省庁連名通知）



災害リスクの低い場所へ的高齢者施設等の誘導

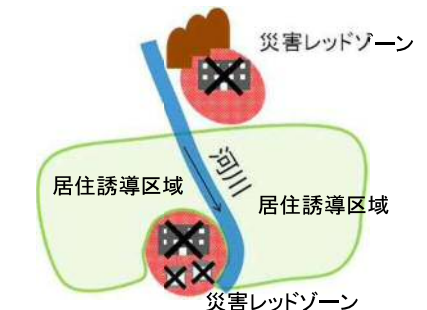
国交省

災害レッドゾーンにおける開発許可の規制強化等

- 都市計画区域内の災害レッドゾーン※1について居住誘導区域から原則除外するとともに、**高齢者施設等の自己業務用施設※2の開発を原則禁止**

浸水被害防止区域の創設（特定都市河川）

- 浸水被害防止区域においては、**住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制**とし安全性を事前確認



※1 災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域
- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

※2 自己業務用施設

- ・病院
- ・社会福祉施設（高齢者施設、障がい者施設等）
- ・ホテル
- ・自社オフィス 等

厚労省

連携

高齢者施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど的高齢者施設について、**災害レッドゾーン※1における新規整備を補助対象から原則除外**
- <厚労省にてR3年度から運用開始>

厚労省

既存の高齢者施設における垂直避難のための設備設置の支援

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金による支援

垂直避難のためのスペースやエレベータ、スロープ等の設置のための改修等



【参考】あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進（高潮災害等に対する備え・復旧の強化）

- 近年、水災害が激甚化・頻発化しており、今後も、気候変動による気温・海水温の上昇等により、沿岸部の施設被災リスクや浸水被害リスクの増加が予測される。
- 高潮災害等から再度災害防止を図るため、地域一体で改良復旧事業の効果が発現されるよう、被災した河川堤防や海岸堤防等の所管に関わらず、自治体内の部局間や施設管理者間の連携の取組を推進。

【連携強化の取組】

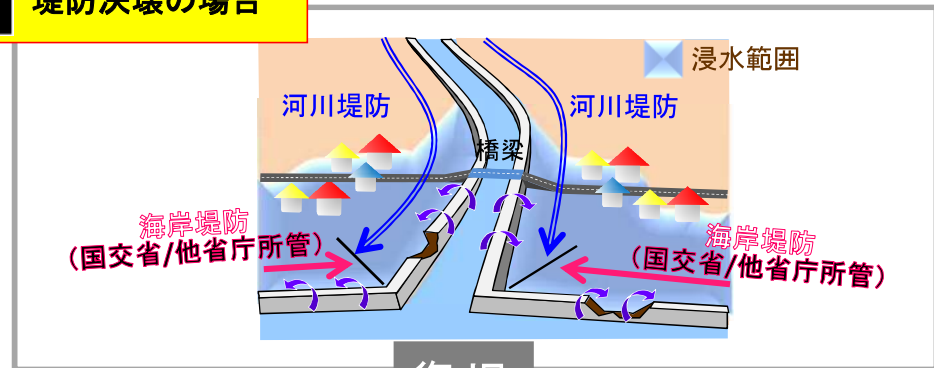
- 複数の部局・施設管理者に跨る改良復旧事業の計画検討に際し、一部の事業のみ実施しても被災地域一体での再度災害防止の効果が得られない場合

⇒他の改良復旧事業との連携が重要なため、申請前の部局間・管理者間での情報共有や事前協議の実施を促すことにより、連携した申請・採択となるよう関係者間の連携を強化。

自治体内の部局間、施設管理者間の連携を促進させ、地域一体での再度災害防止を図る。

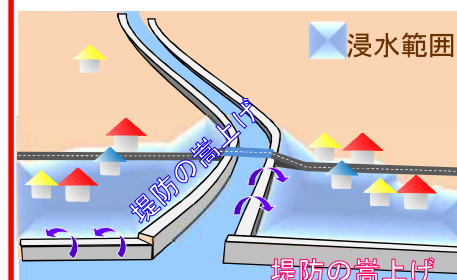


高潮による越水・堤防決壊の場合



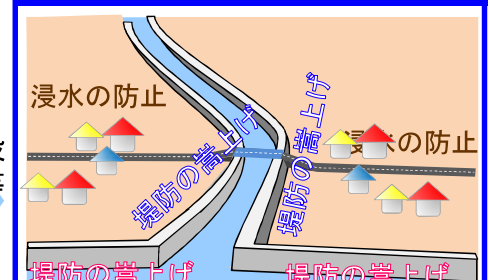
復旧

所管施設毎に復旧する場合



部分的な改良復旧では、他の低い堤防から越水するため、再度災害は回避できない

一連の施設として復旧する場合



河川・海岸堤防一連で嵩上げを行うなど、地域一体での再度災害防止の取組を促進

複数の施設管理者間で連携した改良復旧

【参考】防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 中長期の目標

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対応する国土強靱化の取組を加速化・深化させるため、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業を重点的・集中的に実施。

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

○流域治水対策(河川)

関係者と協働し、ハード・ソフト一体となり、戦後最大洪水や近年災害の洪水等に対応する事前防災対策を推進し、浸水被害を軽減する。

○流域治水対策(下水道)

雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減する。

○流域治水対策(砂防)

地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策を完了することで、土砂災害が社会・経済活動に与える影響を最小化し、国土強靱化を図る。

○流域治水対策(海岸)

災害リスクの高い地域等における津波・高潮対策の実施により、沿岸域の安全・安心を確保する。

○流域治水対策(下水道)

耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水処理場等において、感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減する。

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

○河川管理施設の老朽化対策

予防保全型維持管理に向け、老朽化した河川管理施設を解消する。

○河川管理施設の高度化・効率化対策

老朽化した小規模な樋門等の無動力化を完了する。

○ダム管理施設の老朽化対策

老朽化したダム管理施設の修繕・更新を行うことで、適切なメンテナンスサイクルを構築し、ダム下流地域の安全・安心に寄与する。

○砂防関係施設の長寿命化対策

健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設について、修繕・改築等を完了することにより、当該施設に期待される機能が維持・確保され、下流域の安全性を持続的に確保する。

○海岸保全施設の老朽化対策

事後保全段階の海岸保全施設の修繕・更新を完了させ、当該施設に期待される機能が維持・確保され、沿岸域の安全性を持続的に確保する。

○下水道施設の老朽化対策

老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで、管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止する。

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

○河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策

排水機場、水門、樋門・樋管(無動力化の対象を除く)約3,000施設(うち排水機場は400施設)の遠隔操作化を完了する。

○河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策

1級水系および2級水系の利水ダムについて、河川管理者とダム管理者との間の情報網整備を進めることにより、水系におけるより効果的な事前放流の実施やダムの貯水位に応じた避難行動の的確な準備を可能とする。また、これまで把握されていなかったその他河川における災害リスク情報を明らかにすることで、住民の適切な避難行動を確保する。

令和 3 年度第 2 回流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議

議事次第

令和 4 年 1 月 2 7 日（木）
1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
中央合同庁舎 2 号館国土交通省第 2 会議室 B
及び各構成員所属場所等

1 開会

2 議事

- （１）各省庁の取組状況について
- （２）流域治水対策等の主な支援事業の整理について
- （３）その他

3 閉会

流域治水対策等の主な支援事業(案)

令和4年1月

流域治水の推進に向けた 関係省庁実務者会議

内閣府・金融庁・財務省・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・気象庁・環境省

流域治水対策等の主な支援事業(案)

※建政順にて記載。令和4年1月時点

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	所管官庁	支援先	詳細(HP)
利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	利水ダム等における事前放流の更なる推進	特別交付税措置	事前放流に伴う損失補填	二級水系の河川管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置(措置率0.8)を調じる。(一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様)	総務省	河川管理者	https://www.mlit.go.jp/page/content/001379033.pdf ※P4参照
	農業水利施設の活用	直轄	国営かんがい排水事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	直轄事業	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/R3_hoivo/attach/pdf/R3_hoivo-143.pdf 実施要綱 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-25.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-36.pdf
		補助金	水利施設等保全高度化事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利用の調査及び洪水調節効果の検証等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	https://www.maff.go.jp/i/g_biki/hoivo/21_01_00_045001001.html
		補助金	水資源機構かんがい排水事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利用の調査及び洪水調節効果の検証等	農林水産省	独立行政法人(水資源機構)	https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-52.pdf
		補助金	農村地域防災減災事業	洪水調節機能の強化に資するため池整備等	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/attach/pdf/index-212.pdf 実施要綱 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-65.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-183.pdf
	利水ダムの事前放流の強化	補助金	利水ダム治水機能施設整備費補助	利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う事業	国土交通省	利水ダム設置者(民間事業者、地方公共団体、公営企業局 等)	https://www.mlit.go.jp/river/dam/dam_risui.html
	利水ダム等における事前放流の更なる推進	税制特例	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置(固定資産税等)	事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする	国土交通省	民間事業者等(民間事業者、地方公共団体、公営企業局 等)	https://www.mlit.go.jp/page/content/001379033.pdf ※P4参照
流域の雨水貯留浸透機能の向上・遊水機能の保全	水田の貯留機能向上	補助金	農業競争力強化農地整備事業	水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiku/noutiseibi/attach/pdf/index-131.pdf 実施要綱 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiku/noutiseibi/attach/pdf/index-87.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiku/noutiseibi/attach/pdf/index-120.pdf
		補助金	農地中間管理機構関連農地整備事業	水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiku/noutiseibi/attach/pdf/index-125.pdf 実施要綱 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiku/noutiseibi/attach/pdf/index-77.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiku/noutiseibi/attach/pdf/index-133.pdf
		補助金	中山間地域農業農村総合整備事業	水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	https://www.maff.go.jp/i/nousin/seibi/sogo/s_seibi/index2.html
		交付金	農地耕作条件改善事業	農地中間管理事業重点実施区域等における水田の貯留機能向上のための田んぼダム実施に向けた整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiku/noutiseibi/attach/pdf/index-128.pdf 実施要綱 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiku/noutiseibi/attach/pdf/index-97.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiku/noutiseibi/attach/pdf/index-1.pdf
		交付金	多面的機能支払交付金	水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した活動組織又は広域活動組織	https://www.maff.go.jp/i/nousin/kanri/tamen_siharai.html
		直轄	国営農用地再編整備事業	洪水調節機能の強化に資する排水施設の整備 水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	直轄事業	https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/R3_hoivo/attach/pdf/R3_hoivo-120.pdf
		交付金	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、農業生産条件の不利益を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した農業者団体等	http://www.maff.go.jp/i/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html
	農地の保全	交付金	多面的機能支払交付金	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した活動組織又は広域活動組織	https://www.maff.go.jp/i/nousin/kanri/tamen_siharai.html
	森林整備事業	補助金	森林整備事業	森林の水源涵養機能(洪水緩和機能)の発揮等を目的とした、森林所有者等や国立研究開発法人森林研究・整備機構の実施する間伐等の森林整備やこれに必要な路網整備	林野庁	地方公共団体(県)	
	農地等の貯留機能の活用	税制特例	貯留機能保全区域の指定に係る特例措置 ※令和4年度税制案提出中	貯留機能保全区域の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減税	国土交通省	土地所有者	https://www.mlit.go.jp/river/basio_info/yosan/gaiyou/yosan/r04.yosangaivou.r401.pdf

雨水貯留浸透施設 ・貯留・浸透機能を持つ施設の整備 ・既設の調整池、池沼又は溜め池の改良 雨水貯留浸透施設 ・各戸貯留 ・池沼及びため池 等 雨水貯留浸透施設 （特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域において同法第11条に基づく認定計画に基づき設置されたもの） 地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設 等 ・雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する ・透水性舗装 ・防水ゲート、止水板 等 雨水貯留浸透施設 ・住宅宅地事業と関連して整備が必要となる防災調整池 等 100mm/h安心プラン 流域治水型の災害復旧制度（幹中堤、遊水地の整備）の創設（令和4年度～） 氾濫が発生した場合でも、氾濫量の抑制や水防活動等により被害を軽減 農業水利施設の活用 海岸保全施設の整備 下水道施設（雨水管、雨水ポンプ、雨水貯留施設等）の整備、耐震化、耐水化	補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	特定都市河川流域において、浸水被害の防止のための雨水貯留浸透施設の整備	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村）、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r04/yosangaivou_r401.pdf ※詳細については、担当課にお問い合わせください。 （担当：国土交通省 水管理・国土保全局 治水課）
	交付金	流域貯留浸透事業	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村）、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P377参照
	税制特例	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置（固定資産税）	特定都市河川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づき認定計画に基づき民間事業者等が整備した雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税を1/6～1/2に軽減	国土交通省	民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r04/yosangaivou_r401.pdf ※制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。 （担当：国土交通省 水管理・国土保全局 治水課）
	交付金	新世代下水道支援事業	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照
	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照
	交付金	住宅市街地基盤整備事業	住宅宅地事業に関連する一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調整池等の整備等	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P330参照
	—	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	国土交通省	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/
	—	災害復旧事業 災害復旧事業査定設計委託費補助 ※令和4年度予算案提出中	・河川整備計画への位置づけや土地利用規制を条件として、災害復旧事業により、下流における追加の改修を必要としない対策（幹中堤、遊水地の整備）を実施可能にする。 ・加えて、幹中堤、遊水地に係る査定設計委託費を補助	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r04/yosangaivou_r401.pdf ※a14f 流域治水型災害復旧制度の創設」をご参照ください
	直轄	国営かんがい排水事業 ※再掲	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	直轄事業	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/R3_hoivo/at tach/pdf/R3_hoivo-143.pdf 実施要綱 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-25.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-36.pdf
	補助金	水利施設等保全高度化事業 ※再掲	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利用の調査及び洪水調節効果の検証等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	地方公共団体等（県、市町村、改良区）	https://www.maff.go.jp/i/e_biki/hoivo/21_01_00_0045001001.h tml
	直轄	国営総合農地防災事業	市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備や洪水調節機能の強化に資する施設の整備等	農林水産省	直轄事業	PR版 http://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/attach/pdf/in dex-161.pdf 実施要綱 http://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/y oukou-45.pdf 実施要領 http://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/y oukou-90.pdf
	直轄	国営農用地再編整備事業 ※再掲	洪水調節機能の強化に資する排水施設の整備 水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	直轄事業	https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/R3_hoivo/at tach/pdf/R3_hoivo-120.pdf
	交付金	海岸事業	高潮・高波等に対する防災・減災を目的として、地方公共団体等が行う海岸保全施設の整備等	農林水産省 国土交通省	海岸管理者（都道府県等）	（農林水産省） https://www.maff.go.jp/i/study/other/e_mura/oomori/attac h/pdf/n-koufukin-18.pdf （国土交通省） https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P427～434参照
	補助金					
	交付金	通常の下水道事業	公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P67参照
	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業（再掲）	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照
	交付金	都市水害対策共同事業	下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P77参照
	交付金	新世代下水道支援事業（再掲）	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照
	補助金	下水道床上浸水対策事業（下水道防災事業費補助）	大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	
	補助金	事業関連機下水道事業（下水道防災事業費補助）	河川事業と連携して実施する下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体（都道府県、市町村等）	

		補助金	大規模雨水処理施設整備事業 (下水道防災事業費補助)	雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	
		補助金	官民連携浸水対策下水道事業 (下水道防災事業費補助) ※令和4年度予算案提出中	公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備	国土交通省	民間事業者等	
		税制特例	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税) ※令和4年度税制案提出中	浸水被害対策区域において、下水道法に基づき(認定計画)に基づき民間事業者等が整備した雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税を1/6～1/2に軽減	国土交通省	民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/saiyou/yosan/r03/yosangaivou_r031.pdf ※制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。 (担当:国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)
	100mm/h安心プラン	一	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等 ※再掲	＜策定主体＞ 市町村および河川管理者、下水道管理者等	国土交通省	＜策定主体＞ 市町村および河川管理者、下水道管理者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/
洪水時に大量に流出する土砂・流木の捕捉等	治山事業	補助金	治山事業	都道府県が行う治山ダムの設置や保安林の整備等	林野庁	地方公共団体(県)	
	流木捕捉施設	補助金	大規模特定砂防等事業 ※令和4年度予算案提出中	土砂・洪水氾濫等に伴い発生する流木による被害拡大を防止するため、林野庁と連携して作成した流域流木対策計画に位置付けられた流木捕捉施設等の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2021.pdf P19参照
リスクの高い区域における土地利用・すまいの方の工夫	二線堤整備	交付金	総合流域防災事業 (洪水氾濫域減災対策事業)	流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業	国土交通省	地方公共団体(市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P419参照
	家屋移転	交付金					
	二線堤整備	補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業 ※令和4年度予算案提出中	貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/saiyou/yosan/r04/yosangaivou_r041.pdf
	宅地嵩上げ	交付金	土地区画整理事業	立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額へ算入可能	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm
	水災害リスクのある場所を含む地区における住環境の整備	交付金	小規模住宅地区改良事業	地方公共団体が移転勧告等を行った住宅等、不良住宅が集合する地区における住環境の整備改善又は災害の防止のための不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅の建設、生活道路等の整備等	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件 P244参照 ※詳細については、担当課にお問い合わせください。 (住宅局住宅総合整備課住環境整備室)
	二線堤保全	税制特例	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免	国土交通省		https://www.mlit.go.jp/page/content/001320178.pdf ※P30参照
	災害ハザードエリアからの移転	補助金	都市構造再編集中支援事業	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の安全なまちなかへの移転等を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備等	国土交通省	地方公共団体(市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359522.pdf
		補助金	防災集団移転促進事業	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に不当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、地方公共団体が行う住宅団地の整備等	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001414761.pdf
		補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html
		交付金	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ崩れ、出水、津波、高潮等の危険から住民の生命を確保するため、災害危険区域等にある既存不適格住宅等の移転に対して支援する事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P360参照
	建築物改修等	交付金	災害危険区域内建築物防災改修等事業	災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域等に存する既存不適格建築物について、建築制限に適合させる改修等に対して支援する事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P362参照
	既存住宅の浸水対策改修	補助金	長期優良住宅化リフォーム推進事業	既存住宅の浸水対策改修による防災性の向上	国土交通省	民間事業者等	https://www.kenken.go.jp/chouki/
	立地適正化計画の作成	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	国土交通省	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html
土地の水災害リスク情報の充実	浸水想定区域図、ハザードマップ等作成	交付金	効果促進事業	基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、浸水想定区域図、ハザードマップ等の作成・印刷を支援するもの。	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P470参照
		交付金	水害リスク情報整備推進事業 ※令和4年度予算案提出中	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業(ハード整備)を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップの作成・印刷を支援するもの	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	
		交付金	内水浸水リスクマネジメント推進事業 ※令和4年度予算案提出中	浸水シミュレーションによる内水浸水想定区域図の作成、避難行動等に資する情報・基盤整備、雨水管理総合計画の策定を行う事業	国土交通省	地方公共団体(市町村)	

安全な避難先の確保	学校及びスポーツ施設の防災機能の向上	交付金	公立学校施設整備費	公立学校施設において、雨水貯留槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	地方公共団体(市区町村)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/main11_s2.htm
		交付金	認定こども園施設整備交付金	認定こども園における貯水槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	地方公共団体(県)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1398182.htm
		補助金	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等が行う雨水貯留槽や暗渠排水設備等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	国立大学法人等施設管理者(国立大学法人、独立行政法人)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/index.htm
		補助金	私立学校施設整備費補助金	私立学校(幼〜大)施設における貯水槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	私立学校施設設置者	(高校等) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/003/001.htm (大学等) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/015.htm
	避難路・避難場所等の整備	交付金	都市防災総合推進事業	避難路や避難場所となる公共施設の整備や防災まちづくり計画の策定等に対する支援	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001399308.pdf
	避難通路等の整備	交付金	市街地再開発事業等	市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備	国土交通省	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf
	避難場所の確保	補助金	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで支援	国土交通省	地方公共団体、民間事業者等	
	都市安全確保拠点の整備	交付金	都市安全確保拠点整備事業	災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地(都市計画法に規定する「一団地の都市安全確保拠点施設」に限る。)を整備するために支援を行う事業をいう。	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf
経済被害の軽減	要配慮者利用施設(医療機関、社会福祉施設等)の浸水対策	交付金	医療施設浸水対策事業	浸水想定区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域から移転することができない医療機関が行う医療用設備や電気設備の移設や止水板等の設置等の浸水対策	厚生労働省	民間事業者	
		交付金	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	
		交付金	保育所等整備交付金	保育所等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	
		補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、指定都市、中核市)	
		交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(水害対策強化事業)	高齢者施設等における防災・減災対策を推進するため、高齢者施設等が行う水害対策に伴う改修等	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	
	事業継続力強化計画認定制度	税制特例交付金	中小企業防災・減災投資促進税制 中小企業強靱化対策事業(中小機構運営費交付金)	中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画	中小企業庁	民間事業者(中小企業・小規模事業者)	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#seido
自然環境の持つ多様な機能を活かすグリーンインフラの活用	環境整備	交付金	統合河川環境整備事業	指定区間内の一級河川又は二級河川等の魚道の整備や自然環境の保全・復元、「水辺の楽校プロジェクト」や「かわまちづくり支援制度」に位置づけられた整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P242参照
	グリーンボンド	補助金	適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド等の促進体制整備支援事業	気候変動への適応、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド、グリーンローン又はサステナビリティボンドの発行等への支援	環境省	民間事業者	http://greenfinanceportal.env.go.jp/bond/activation/promotion_support/basic_scheme.html

- 日時: 令和4年3月8日(火)
- 場所: ZOOMウェビナー配信(会場: 埼玉県県民健康センター大ホール)
- 目的: 先進事例の取組の紹介などから「流域治水」について地域住民に知っていただき、地域住民、各種団体の皆様と一緒に「何ができるのか」を考えるための基調講演、シンポジウムを開催

○ 基調講演、ディスカッションの主な内容

- ・流域を知る、地形を知ること、水災害と向き合うのに重要なこと
- ・雨の降っていない地域でも流域の降雨、流域の地形により災害は起こってしまう
- ・避難行動は、雨が降っていない上流域などの状況を確認しておく必要がある
- ・今ある田んぼを用いて雨を貯めるだけでなく、田んぼからの排水を減らすことで水害を防ぐことにつながる
- ・農家の協力なしに田んぼダムは出来ない。
農家のがんばりを地域や下流の人に知ってもらうなど、流域の住民がつながることが大事 等

【参加者数】
322名(最大同時視聴 289名)
※ CPDF受講証明書交付 88名

流域治水シンポジウム2022

オンライン開催 参加無料

～協働して水災害対策に取り組もう～

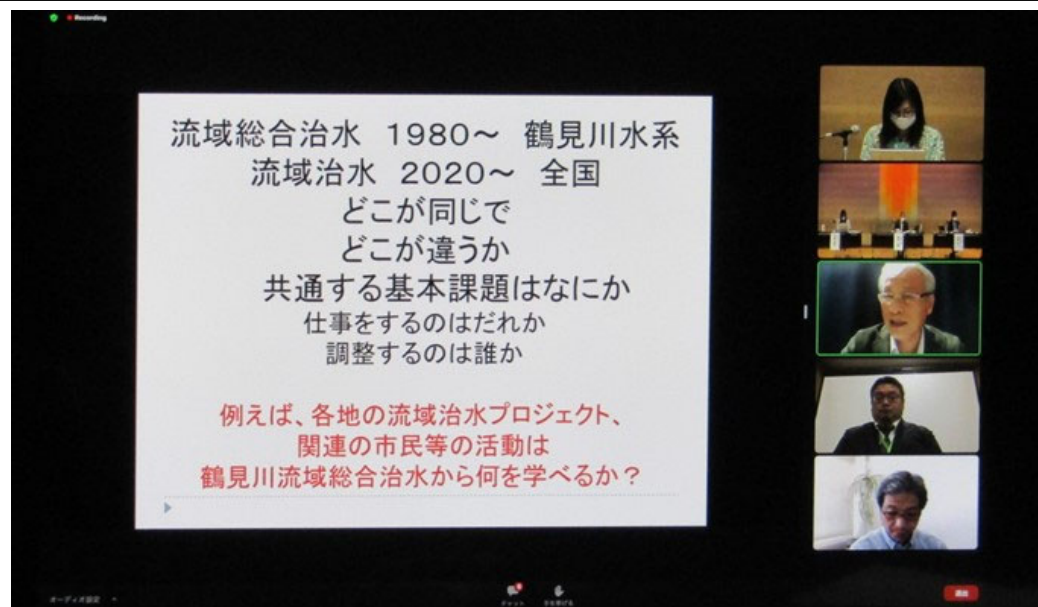
日時 2022年3月8日 13:00～15:30

定員 500名

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催方式为オンラインのみとなりました。

主催 国土交通省 関東地方整備局 河川計画課
後援 国土交通省 関東地方整備局 河川計画課

時間	内容	講師
13:00～13:15	開会挨拶	後藤 健一 (国土交通省 関東地方整備局 河川計画課 課長)
13:15～13:45	流域治水に関する先進事例等	後藤 健一 (国土交通省 関東地方整備局 河川計画課 課長)
13:45～14:15	気象災害から命を守るために～近年の異常気象と防災情報の活用～	井田 寛子 (気象庁 気象予報士)
14:15～15:25	「流域治水」に対し、地域住民、各種団体にできること	井田 寛子 (気象庁 気象予報士)
15:25～15:30	閉会挨拶	後藤 健一 (国土交通省 関東地方整備局 河川計画課 課長)



パネルディスカッションの様子(webと対面の併用による開催)



関東地方整備局 河川計画課長(流域治水の紹介)

- 目的: 鬼怒川、小貝川の流域治水協議会は、
「鬼怒川・小貝川上流流域治水協議会」と「鬼怒川・小貝川下流流域協議会」の
上下流に分かれている。
このため、上流、下流の構成員が一堂に会し、流域治水プロジェクトで実施(予定)の
各自治体が行っている施策のご紹介により、他の自治体の参考となり、
流域治水の更なる推進に資するべく実施したもの。
- 実施日: 令和3年11月5日(金)
- 参加者: 関東農政局、栃木県、茨城県、及び流域の18自治体(22自治体のうち)
- 構成: 第1部 : 一級河川 五行川 芳賀遊水地見学 (栃木県)
第2部 : 会場 真岡市青年女性会館における意見交換等

○第1部での主な意見、質問等

- ・参加自治体より整備にあたり、どのようなところを苦労したのか
→・地元は迷惑施設(水が入る状況を見ると怖い)の認識があり、
地元芳賀町とも協力いただき、遊水地周辺に桜を植樹するなど親水性を持たせる取組を実施。
- ・芳賀町と栃木県が一体となって調整池整備を進めたことで理解が進んだ。



芳賀遊水地(栃木県の施設)の視察
全体概要の説明



芳賀遊水地(栃木県の施設)の視察
越流堤統の施設の概要説明



新型コロナ対策(自動体温測定・消毒機)

○第2部での主な意見交換内容

1. 宇都宮市における田んぼダム取組説明(宇都宮市)

- ・「宇都宮市総合治水・雨水対策基本計画(R3.5 策定)」に基づく「貯める対策」の1つとして説明
- ・田んぼダム研究コンソーシアムを設置。土地改良区や大学との連携、役割について説明
- ・農家向けの支援策の説明、田んぼダムPR動画の視聴、田んぼダム排水調整マスの展示

2. 高根沢町スマート農業説明(高根沢町)

- ・スマート農業に関する説明、企業との連携やスマート農業実施農家の選定基準などについて説明
- ・水位センサー、給水ゲート等について、企業連携により提供等の説明
(保険は企業がかけている、農閑期は取り外して倉庫等に保管している等)

3. 補助金制度説明(関東農政局)

- ・多面的機能交付金における水田の雨水貯留機能強化に対する加算措置、令和4年度予算で概算要求している田んぼダム推進の為の補助金制度の説明
- ・特に、多面的機能交付金について、目的選定の仕方、田んぼダムの実績面積を拡大していくための補助金活用の考え方、宇都宮市の補助金との違いについて、意見交換等を実施。



宇都宮市による田んぼダムの説明



高根沢町によるスマート農業の説明



関東農政局による支援策の説明

○全体を通して出された意見

- ・新型コロナ対策を実施しながらの上下流交流会であったが、現地での意見交換は有意義であった。
- ・上下流交流により、流域治水プロジェクトの具体的な取組が見えてきた。
- ・今後も関係機関での連携、情報共有を図っていきたい。

○日 時: 令和3年8月25日(水) ※web方式による開催

○内 容: 関東地域における広域的な連携による気候変動適応に関して協議を行っている
「気候変動適応関東広域協議会(事務局: 関東地方環境事務所)」で流域治水の取組をご紹介します

○対象者: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市
及び、茨城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、静岡県の地域気候変動適応センター等の
環境政策、気候変動担当部局
並びに法政大学、茨城大学の学識経験者

法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



流域治水関連法の概要

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

1. 流域治水の計画・体制の強化

- ◆流域水害対策計画を適用する河川の拡大
 - 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)
- ◆流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
 - 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
 - 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

3. 被害対象を減少させるための対策

- ◆水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫
 - 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
 - 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進
 - 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ◆河川・下水道における対策の強化
 - 堤防整備等のハード対策を更に推進(不審)
 - 治水ダム等の事前放流に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
 - 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
 - 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆流域における雨水貯留対策の強化
 - 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・治水機能を有する土地を確保
 - 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

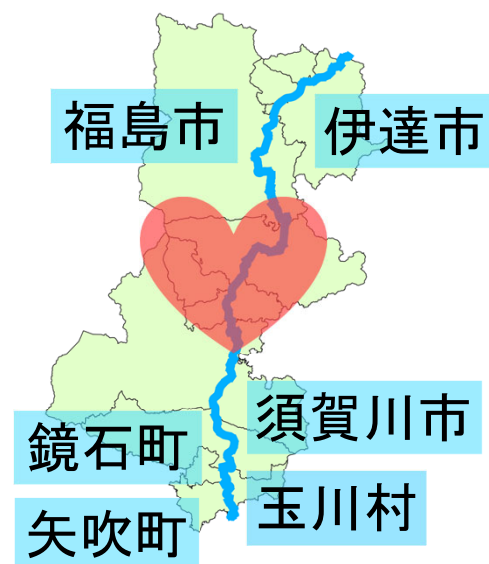
- ◆洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- ◆要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- ◆国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現
(KPE) 〇浸水想定区域を設定する河川数: 2,000河川(2020年度)→約17,000河川(2025年度)

「流域治水」の取組のご紹介(一例)



軽トラ市@福島駅前 (10/31)

阿武隈川上流自治体特産品フェア(10/16~10/18)
@道の駅 伊達の郷りようぜん

下流地域の市町村が上流地域の市町村に対して物産展などを開催！

～地域間交流で流域全体の防災意識の向上へ～

○開催の目的・背景

令和元年東日本台風による甚大な被害を受け、阿武隈川流域では、上流地区での遊水地群の計画が進められている。一人ひとりの取組・理解・協力が、同じ流域の方々の人命・財産を水災害から守ることに繋がるとの考えから、地域間で協力し合う相互尊重、流域連携意識を持ち、災害時に危険を回避するために助け合える信頼関係で結ばれた地域づくりを目指す。

○取り組みの概要

《福島市》・『福島駅前 軽トラ市』において、上流3町村（遊水地整備予定地の3町村）のスペシャルブースを設置し、地産品をPR & 販売するなどの地域間交流を実施。あわせて、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトを紹介。

《伊達市》・道の駅 伊達の郷りようぜんで開催された『阿武隈川上流自治体特産品フェア』において、施設内の特設販売コーナーにおいて、県南4市町村の特産品や名産品を販売、あわせて、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトを販売コーナーにて紹介。

○今後の展望

阿武隈川下流地域の市町村の方々に、上流市町村に親しんで頂くと同時に、遊水地事業に対する認識を向上してもらい、流域全体で防災意識を高めて参ります。